

一般会計等 注記

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

- ① 有形固定資産 取得原価
ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。
ア 昭和 59 年度以前に取得したもの 再調達原価
ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。
イ 昭和 60 年度以後に取得したもの
・取得原価が判明しているもの 取得原価
・取得原価が不明なもの 再調達原価
ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。
- ② 無形固定資産 取得原価
ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。
・取得原価が判明しているもの 取得原価
・取得原価が不明なもの 再調達原価

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的有価証券 償却原価法（定額法）
- ② 満期保有目的以外の有価証券
ア 市場価格のあるもの 会計年度末における市場価格
イ 市場価格のないもの 取得原価（又は償却原価法（定額法））
- ③ 出資金
ア 市場価格のあるもの 会計年度末における市場価格
イ 市場価格のないもの 出資金額

(3) 有形固定資産等の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く） 定額法
主な耐用年数は以下のとおりです。
・建物 3 ～ 50 年
・工作物 6 ～ 75 年
・物品 2 ～ 30 年
物品のうち、美術品・骨董品は非償却資産のため、減価償却は行っていません。
- ② 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法
・ソフトウェア 5 年（見込利用期間に基づく）
・無体財産権（特許権・商標権など） 耐用年数省令による
なお、用益物権（地上権など）は非償却資産のため、減価償却は行っていません。
- ③ リース資産
ア 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が 1 年以内のリース取引及びリース契約 1 件あたりのリース料総額が 300 万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）
…自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法
イ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
…リース期間を耐用年数とし、残存価値をゼロとする定額法

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

① 投資損失引当金

市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体（会計）に対するものについて、実質価額が著しく低下した場合における実質価額と取得価額との差額を計上しています。

② 徴収不能引当金

過去 5 年間の平均不納欠損率により徴収不能見込額を計上しています。

③ 退職手当引当金

期末に自己都合により退職した場合に必要な支給額を計上しています。

④ 損失補償等引当金

履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しています。

⑤ 賞与等引当金

翌年度 6 月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(5) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が 1 年以内のリース取引及びリース契約 1 件あたりのリース料総額が 300 万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）
通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ 上記以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(6) 資金収支計算書における資金の範囲

現金及び現金同等物をいいます。

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(7) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が 50 万円（美術品・骨董品は 300 万円）以上の場合に資産として計上しています。

ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

② 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、原則として、法人税基本通達第 7 章第 8 節によっていますが、金額が 100 万円未満であるときは原則、修繕費として処理しています。

③ 消費税及び地方消費税の会計処理

税込方式により処理しています。

2 重要な会計方針の変更等

- (1) 会計方針の変更
該当する事項はありません。
- (2) 表示方法の変更
該当する事項はありません。
- (3) 資金収支計算書における資金の範囲の変更
該当する事項はありません。

3 重要な後発事象

- (1) 主要な業務の改廃
該当する事項はありません。
- (2) 組織・機構の大幅な変更
該当する事項はありません。
- (3) 地方財政制度の大幅な改正
該当する事項はありません。
- (4) 重大な災害等の発生
該当する事項はありません。

4 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

① 保証債務

以下の団体が行う金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っています。

対象：目黒区土地開発公社

内容：目黒区土地開発公社が協調融資団から借入れる事業資金（限度額50億円）及び
利子相当額

② 損失補償債務

該当する事項はありません。

(2) 係争中の訴訟等

1件 733 千円

5 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

① 一般会計等財務書類の対象範囲

- ・一般会計
- ・用地特別会計（ただし、当期において用地特別会計は編成していません。）

② 一般会計等と普通会計の対象範囲の差異

一般会計等の対象範囲のうち、駐車場整備事業と介護サービス事業については、普通会計の対象範囲には含まれません。

③ 地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

④ 表示単位未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

⑤ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
-	-	△4.0%	-

⑥ 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額

該当する事項はありません。

⑦ 繰越事業に係る将来の支出予定額

繰越明許費 7,260 千円

事故繰越 11,024 千円

(2) 貸借対照表に係る事項

① 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

ア 範囲

有形固定資産のうち、活用が図られておらず、売却予定としている資産（土地）を売却可能資産としています。

イ 内訳

資産科目	面積	期末簿価
土地	41,763㎡	17,749千円

② 将来負担に関する情報

(地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素)

標準財政規模	73,008,066千円
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	4,194,921千円
将来負担額	25,690,153千円
充当可能基金額	80,598,993千円
特定財源見込額	0千円
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	32,495,957千円

③ 減債基金に係る積立不足額

減債基金に係る積立不足額はありません。

④ 基金借入金（繰替運用）

種別	期間	金額
借入金	基金からの借入金はありません。	-
繰替運用	基金からの繰替運用はありません。	-

⑤ 地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額

2,222,387 千円

(3) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

① 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

② 余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(4) 資金収支計算書に係る事項

① 基礎的財政収支(プライマリー・バランス) 14,227,996 千円

② 既存の決算情報との関連性

	収入(歳入)	支出(歳出)
歳入歳出決算書	135,341,547千円	127,203,209千円
繰越金に伴う差額	8,812,587千円	—
資金収支計算書	126,528,960千円	127,203,209千円

地方自治法第233条第1項に基づく歳入歳出決算書では、「繰越金」を収入としています
が、資金収支計算書では収入に含めていないため、その分だけ相違します。

③ 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額の内訳

資金収支計算書

業務活動収支	18,951,020 千円
投資活動収入の国県等補助金収入	313,949 千円
未収債権、未払債務等の増加(減少)	△ 126,960 千円
減価償却費	△ 5,010,181 千円
賞与等引当金繰入額(増減)	△ 74,599 千円
退職手当引当金繰入額(増減)	△ 859,169 千円
徴収不能引当金繰入額(増減)	20,737 千円
資産除売却益(損)	0 千円
純資産変動計算書の本年度差額	13,214,798 千円

④ 一時借入金

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。

なお、一時借入金の限度額及び利子額は次のとおりです。

一時借入金の限度額	10,000,000 千円
一時借入金に係る利子額	0 千円

⑤ 重要な非資金取引

重要な非資金取引は以下のとおりです。

ア 無償取得 37,497千円